技能実習生に対する支援・保護方策

1　相談・支援体制の整備

（1） 母国語による通報・相談窓口の整備等（38頁）

○　新制度では、電話のほか、メールの対応も整備。

※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語（フィリピン語）、英語に加え、新たにタイ語への対応も追加。

（2） 実習先変更支援体制の構築（39～40頁）

○　実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務（19条、33条）及び実習継続に関する対応義務（51条）を法律に規定。

○　機構が、実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら、転籍先の調整も含む支援を実施。

（3） 実習生への一時宿泊先の提供（41頁）

○　実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供。

○　新たな実習先の確保等の支援も実施。

（4） 実習生への技能検定等の受検手続支援（42頁）

○　機構が、監理団体からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定や、合否結果の迅速な把握等の支援を実施。

2　罰則の整備

罰則	監理団体	実習実施者
1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金	①　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の 自由を不当に拘束する手段によって**技能実習を強制する行為**（46条）	労働基準法に同様の規定あり（5条）
6月以下の懲役　又は30万円以下の罰金	②　**違約金等を定める行為**（47条1項） ③　**貯蓄金を管理する契約を締結する行為**（47条2項）	労働基準法に同様の規定あり（16条・18条1項）
	④　**旅券等を保管する行為**（48条1項） ⑤　**私生活の自由を不当に制限する行為**（48条2項） ⑥　法違反事実を主務大臣に**申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱い**（49条2項）	

※　④については，実習生の意思に反して行った場合を処罰。

※　⑤については，解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。

技能実習生の支援・保護①

1．技能実習生への相談対応

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話、メール等で相談対応を実施。
また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応を実施（平日 ９：００～１７：００）。

※地方事務所・支所の担当区域及び所在地等はP３２参照

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、手紙によって、申告・相談が可。電話料金はフリーダイヤルで無料。

対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守番電話で受付	母国語相談サイトURL
ベトナム語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-168	http://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-169	http://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	http://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、土 11:00～19:00	0120-250-197	http://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、土 11:00～19:00	0120-250-147	http://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、土 11:00～19:00	0120-250-198	http://www.support.otit.go.jp/soudan/th/

2．技能実習法第49条第1項の申告について

実習生が母国語で法務大臣と厚生労働大臣に対して申告を行うことを支援。

・**申告**とは、技能実習生自らが、実習実施者又は監理団体等の技能実習法令の違反行為について、法務大臣又は厚生労働大臣に申告することをいう。
・実習実施者及び監理団体等は申告したことを理由に、技能実習生に対して技能実習の中止等の不利益な取扱いをしてはならないとされている。

技能実習生の支援・保護②

３．実習生の実習先変更支援（実習継続困難時）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合で、かつ、実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更に当たって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

（参考）技能実習法第５１条第１項

実習実施者や監理団体には、技能実習法第51条第1項において「技能実習実施困難時届出（様式第18号）」や「事業廃止届出書・事業休止届出書（様式第19号）」等を提出しようとする際、監理団体等が他の監理団体等との連絡調整その他必要な措置を講じるなど、実習生に対して円滑な実習先変更の支援を図ることが義務付けられている。

技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報の受付及び提供を行う「監理団体向け実習先変更支援サイト」（https://www.support.otit.go.jp/kanri/）を開設。

監理団体及び実習実施者の皆様へのお願い

（新たな実習先の確保を行う監理団体及び実習実施者の皆様へ）

○技能実習生を募集している監理団体又は実習先の変更を求める監理団体が、当該情報を利用するためには、予め利用者登録が必要です。詳細は、「監理団体向け実習先変更支援サイト」をご確認ください。
○実習実施者は、加盟している監理団体に、実習先変更に係る支援を依頼してください。
○緊急に実習先変更の準備をしなければならない場合には、監理団体等に対して個別の支援を行えるケースがありますので、まずは機構本部の技能実習部援助課（援助・相談班）に、ご相談ください。
※機構本部　電話　０３－６７１２－１５２３（代表）

（実習継続が困難になった実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者の皆様へ）

○機構では、やむを得ない事情で実習実施が困難となった実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者を募集しております。ご検討、ご協力いただける方は、上記と同様に、機構本部技能実習部援助課（援助・相談班）にご連絡ください。

技能実習生の支援・保護③

4．実習生の実習先変更支援（３号移行時）

第２号技能実習から第３号技能実習に進む段階となった技能実習生は、第３号技能実習に係る実習実施者を自ら選択することができる。

こうした技能実習生を支援するため、機構は、３号技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を提供する「第２号技能実習から第３号技能実習へ移行を希望する技能実習生向け実習先変更支援サイト」（https://www.support.otit.go.jp/jisshu/）を開設。

監理団体及び実習実施者の皆様へのお願い

（対象となる実習生から新たな受入れ先の相談を受けた皆様へ）

○実習生に上記サイトの存在を教えてあげてください。
　なお、技能実習生手帳（外国人技能実習機構版）の「各種相談・支援窓口」にも記載されています。

（対象となる実習生の受入れを希望する皆様へ）

○機構では、対象となる実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者（何れも優良の基準に適合）を募集しております。その場合、上記サイトに掲載するために、予め監理団体の方から利用者登録をしていただく必要があります。
　詳細は、「第２号技能実習から第３号技能実習へ移行を希望する技能実習生向け実習先変更支援サイト」をご確認ください。

○実習実施者の方で対象となる実習生の受入れを希望する場合は、加盟している監理団体に、その旨を伝え、上記登録を依頼してください。

○ご不明な点がありましたら、下記にご連絡ください。
　　機構本部技能実習部援助課（援助・相談班）
　　電話　０３－６７１２－１５２３（代表）

技能実習生の支援・保護④

5．実習生への一時宿泊先の提供

実習生が監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない、又は宿泊することが相当でない場合には、機構として、当該実習生に対し、一時宿泊先の提供等の支援を行う。

支援の流れ

○実習生による機構（本部又は地方事務所・支所）への相談
- 事情等の聴取、確認
- 一時宿泊先提供の必要性を判断

↓

○一時宿泊先の提供
- 機構は、予め地方事務所・支所が所在する地域の都道府県別に旅館ホテルの団体と協定を締結。
- 機構は相談を受けた実習生に一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、当該実習生に一時宿泊先を提供

↓

○一時宿泊施設における支援
- 実習生は提供された宿泊先に一定期間滞在。
- 居所と食事の提供を受けながら、新たな実習先の確保等の支援を受ける。（費用は機構が負担）

技能実習生の支援・保護⑤

６．実習生への技能検定等の受検手続支援

機構では、技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定又は技能評価試験を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

手　続　の　概　要

○１号実習生に対する支援受付は、実習修了の６か月前に実施。

○２号実習生及び３号実習生については、実習修了の１２か月前から支援受付を開始。

○支援の申請に関するやりとりは、原則として電子メールにより実施。

○支援開始時に提出する受検申請連絡票及び個人情報の取り扱いに係る同意書の提出が必要。

※お問い合わせ先　外国人技能実習機構　技能実習部援助課整備班　電話　０３－６７１２－１９７４